

有明海自動車航送船組合監査委員公告第1号

令和7年10月1日付7有航監第13号の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月31日

有明海自動車航送船組合
監査委員 小原 雅之
同 下田 芳之

8有航第30号
令和8年3月10日

有明海自動車航送船組合

監査委員 小原 雅之 様
監査委員 下田 芳之 様

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

定期監査の結果に係る措置について（通知）

令和7年10月1日付7有航監第13号の監査結果の報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 監査意見について

(1) 監査意見

ア 誘客の推進について

航送需要は、コロナ禍前の約9割まで回復している。しかしながら、収支に直接影響する船舶燃料価格の高騰は高止まりの傾向にあることから、引き続き、価格の推移を適切に把握するとともに、航送需要の更なる拡大を図るため、利用者サービスの向上や長崎、熊本両県をはじめ、関係団体等との連携に努め、効果的な誘客の推進に努められたい。

イ 行政職職員の人材育成について

当組合において、行政職は中堅層の職員が少なく、若手職員が多いことから、外部研修等を活用するなど、引き続き、業務に必要な知識や技能の習得に向けた人材育成に努められたい。

ウ 「有明フェリー中期目標」の現状を踏まえた計画の見直しについて

令和5年3月策定の「有明フェリー中期目標」では、老朽化した船舶の更新や利便性の向上などに取り組むことにより、安定した事業の継続を図ることとされている。しかしながら、新船について、中期目標では令和7年度に起工する計画であったが、船台確保等の都合により建造時期を変更するなど既に計画との乖離が生じているため、現状を踏まえた計画の見直しを図られたい。

(2) 監査意見に対して講じた措置

ア 令和6年度の輸送台数は、コロナ禍前の約9割まで回復しており、令和7年度に

においても、国のガソリンの暫定税率が12月末日をもって廃止されたことにより、観光需要の回復が予想され、前年度に引き続き輸送台数増を見込んでいる。

一方、費用においては、原油価格の高止まりにより、船舶燃料費が増加していること、また、人件費の増加及び物価高によるその他経費の上昇などが収支を圧迫している状況下にある。

このような厳しい経営状況であるが、令和6年度においては「海の日イベント」の開催や、バス100万台達成の記念セレモニーなど利用者サービスのイベントを行ったほか、引き続き「雲仙・有明スローラインきっぷ」、「御船印めぐりプロジェクト」などの企画事業へ参加するとともに、新船建造費補助金還元割引を効果的に活用するなど、誘客の推進を行った。

今後も、両県及び地元市町や観光協会などの関係団体と連携し、観光需要の回復や利用者ニーズを的確に捉え、輸送台数の増加に向けて誘客の推進に努める。

イ 行政職員の人材育成については、今後も職員の業務内容等を考慮し、引き続き外部研修への参加の機会を設け、人材育成に努めていく。

ウ 有明フェリー中期目標については、新船建造時期の変更や今後の収支予測など、当組合の現状を踏まえ、令和7年11月に見直しを行った。

今後も社会経済情勢の変化等の取り巻く環境を注視しつつ、進捗管理と検証を行いながら、中期目標の着実な推進を図っていく。

2 是正・改善を検討すべき事項について

(1) 是正・改善を検討すべき事項

ア 自動車損害賠償責任保険料の還付について

自動車損害賠償責任保険料の還付について、公用車の除却後速やかに請求すべきところ、約2か月遅れて請求しているため、還付金の受領額が2か月分減少している。

公用車の廃止に当たっては、保険料の還付請求が遅れないよう適正な事務処理を行う必要がある。

イ 契約事務について

(ア) 業務委託について、落札者から契約保証金免除申請書の提出がないまま、有明海自動車航送船組合会計規程に基づき保証金の免除決定を行い、契約を締結している。

(イ) 請負契約の保証について、契約書では、請負者は、債務不履行により生じる損害金の支払保証書を金融機関から取得し、契約の保証として提供することができるとしているが、有明海自動車航送船組合会計規程においては、当該保証書は契約保証金に代わる担保として明記されていない。

(ウ) 契約額が50万円を超える業務委託契約を締結するに当たり、予定価格調書を作成していないものが多数ある。

有明海自動車航送船組合会計規程に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックが必要である。また、併せて会計規程の見直しを検討する必要がある。

ウ 労務管理等について

労働基準法等に基づく職員の出退勤時刻の記録をしていない。また、労働基準法第36条及び船員法第64条の2に定める時間外労働等に関する労働組合との協定が締結されていない。

適切な出勤退勤の管理を行うとともに、労働基準法及び船員法の規定に基づく協定の締結及び届出を行う必要がある。

(2) 是正・改善を検討すべき事項に対して講じた措置

ア 自動車損害賠償責任保険料の還付について

自動車損害賠償責任保険料の還付が遅れた原因については、担当者他関係職員が保険料の還付請求について認識不足であったことから、今後、公用車の廃止に当たっては、自動車損害賠償責任保険の残存期間に留意し、適正な事務処理に努めていく。

イ 契約事務について

(ア) 業務委託契約の契約保証金免除申請書については、業者決定後速やかに提出できるように見積書徴取の時点において十分な説明を行い、組合会計規程に則り適正な事務処理に努めていく。

(イ) 請負契約の保証については、金融機関等からの支払保証書を契約の担保として提供することができるよう、国や熊本・長崎両県の契約事務を参考にして組合会計規程の改正を行った。(令和8年4月1日施行)

(ウ) 予定価格調書を作成していなかったものについては、組合事業を継続するに当たり、子会社の有明フェリー振興株式会社と契約を行っていたことから、予定価格調書の作成を省略していた。

今後は契約の相手や種類を問わず、組合会計規程に則り、適正な事務処理に努めていく。

ウ 労務管理等について

労働基準法第36条及び船員法第64条の2に定める時間外労働等については、令和7年9月1日に職員組合と協定を結び、同日付で島原労働基準監督署及び九州運輸局長崎運輸支局に届出を行い、受理された。

また、出退勤の管理についても、勤怠管理台帳を整備し、10月から出退勤時刻の記録を行っている。